(下線は改正部分)

改 正

後

1 • 2 (略)

1 · 2 (略)

診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に 関する基本方針

診療用放射線の利用に係る安全な管理に当たっては、放射線 診療を受ける者の被ばく線量に対して医療目的や画質等とのバ ランスを考慮した上で、関係学会の策定したガイドライン等を 参考に、各医療機関で対象となる放射線診療機器等の線量を評 価し最適化の検討を行うこと (線量管理) 及び放射線診療を受 ける者に対する放射線診療機器等の線量を適正に管理するため に放射線診療を受ける者の被ばく線量等を記録しておくこと(線量記録)が必要である。

診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に関 |する基本方針として、次に掲げる項目について指針に記載する こと。なお、当該改善のための方策として、当ガイドラインで 示す線量管理及び線量記録以外に各医療機関で行われている取 組について記載することも可能である。

- (1)線量管理及び線量記録の対象となる放射線診療機器等 線量管理及び線量記録の対象となる放射線診療機器等を 記載すること。線量管理及び線量記録については、以下に 掲げる放射線診療機器等が対象となる。なお、これらの医 療機器等以外の放射線診療機器等についても、必要に応じ て線量管理及び線量記録の対象とすることが望ましい。
 - 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置
 - 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置

3 診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に 関する基本方針

正

前

改

診療用放射線の利用に係る安全な管理に当たっては、放射線 診療を受ける者の被ばく線量に対して医療目的や画質等とのバ ランスを考慮した上で、関係学会の策定したガイドライン等を 参考に、各医療機関で対象となる放射線診療機器等の線量を評 価し最適化の検討を行うこと (線量管理) 及び放射線診療を受 ける者に対する放射線診療機器等の線量を適正に管理するため に放射線診療を受ける者の被ばく線量等を記録しておくこと(線量記録)が必要である。

診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に関 する基本方針として、次に掲げる項目について指針に記載する こと。なお、当該改善のための方策として、当ガイドラインで 示す線量管理及び線量記録以外に各医療機関で行われている取 組について記載することも可能である。

- (1)線量管理及び線量記録の対象となる放射線診療機器等 線量管理及び線量記録の対象となる放射線診療機器等を 記載すること。線量管理及び線量記録については、以下に 掲げる放射線診療機器等が対象となる。なお、これらの医 療機器等以外の放射線診療機器等についても、必要に応じ て線量管理及び線量記録の対象とすることが望ましい。
 - 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置
 - 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置

改 正 後	改正前
・ 据置型デジタル式循環器用 X 線透視診断装置	据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置
・ 据置型アナログ式循環器用 X 線透視診断装置	据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置
X線CT組合せ型循環器X線診断装置	X線CT組合せ型循環器X線診断装置
· 全身用 X 線 C T 診断装置	· 全身用 X 線 C T 診断装置
X線CT組合せ型ポジトロンCT装置	X線CT組合せ型ポジトロンCT装置
X線CT組合せ型SPECT装置	X線CT組合せ型SPECT装置
• 診療用放射性同位元素使用器具	(新設)
• 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	• 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
• 診療用放射性同位元素	• 診療用放射性同位元素
(2) • (3) (略)	(2) • (3) (略)
$4 \sim 6$ (略)	$4\sim6$ (略)